

2023年度 特定非営利活動法人地域生活応援団あくしす 事業報告書（案）
自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

1 事業の成果

安定的な事業運営

ハラスメント指針・感染症対策・研修交通費の取扱い等の規則の作成、各事業の重要事項説明書や運営規程の改善と統一、各委員会の役割を再分担をして職員全体に情報が行き届く体制作りを取り組み、全体として法令についての理解を深めた。職員に対して苦情解決・事故報告・ヒヤリハットの書式の統一と判断基準のレクチャーを行い部署ごとで深掘りしたことで、パート職員を含む着眼点の統一と迅速な報告ができてきている。訪問支援の調整ソフトは引続き利用して、業者の開発部門と連携をして必要な機能を改善し、機能を最大限に使えるように調整をして業務の効率化を図っている。

人材育成

求人サイト「マイナビ（新規・中途）」・Indeedの掲載、人材バンク「職場説明会・事業所フェア」の参加、法人に関わる大学3、4年生への周知を行った。全体として問合せは新卒者13名・中途5名あったが、採用に至ったのは1名のみ。（ヘルパーは除く）採用方法の課題として待遇面、業務面の強化をして、周知の方法やタイミングを改善を行う必要がある。

法人理念に則した人材育成及び職場環境の整備

各職員の明確化した課題に対して必要な研修や学びの場を作り、能力に応じた業務設定に務めた。具体的には、管理職は組織マネジメント力を高めるため外部講師による定期的な研修を実施した。またケアスタッフは業務範囲の明確化と定期化した業務遂行に必要な技術のレクチャーとフィードバックを行った。結果として、各自からタイムリーな連絡相談が増え、活躍できる範囲が広がった。計画的な法人研修と交流会を開催し、職員のモチベーション向上や維持に繋げることができた。

◇各事業の実施方針

あっとほーむ（放課後等デイサービス）

事例検討会(3回)、ケース会議(10回)、放課後連等の研修参加、5領域を含めた総合的な個別支援計画立案を取り組みつつ、漏れのない情報共有を図ったことで支援の質が向上した。家庭との連携強化に注力し、面談や茶話会の実施(5回)、広報誌やSNSを活用して事業や支援の理解を深めることができ、各家庭の環境や背景を深くしることができた。他事業所との交流として、放課後連ネットワーク部会に役員参加、また児童の卒業後のイメージを持つために成人期の施設を含めた見学(4回)をして横の繋がり作りを取組んだ。子どもフォーラムでの事例発表は、職員のスキルアップと事業所のPR、モチベーションの維持になった。

こなこな（就労継続支援A型事業所）

事業承継が困難となり閉所という決断に至った。利用者と家族へ繰返し面談を行い、精神的な負荷を極力かけず前向きに捉えられるように、移行支援に力を尽くし全員の新たな進路先を確保した。関係機関や地域の方々への対応は、丁寧に行い法人や事業所の信頼性を維持した状態で8/31付で閉所した。

グリーンノート（生活介護）

事業規模は新卒利用を受け定員13名に拡大した。情報共有の促進として、会議の定期開催や記録票の改善及び実習生の事前受入れ準備の仕組化により業務が効率的になった。ケース会議の実施、研修受講による職員のスキルアップを図った。また関係機関への交流（連絡会参加・見学受入れ）を通じて事業所の特徴が明確になり、自己紹介がしやすくなり事業間の連携を強化した。畑事業の規模拡大と専門家の協力を得たことで、利用者の新たな活動の機会と学びの場となった。多様な野菜栽培の細分化された作業では、取組んだことがない利用者が参加できるようになった。6回の地域イベントへの参加、近隣のスーパーとの行事による交流ができ地域社会との連携を深めた。

あてんでゅー（居宅介護/重度訪問介護/行動援護/移動支援）

研修の拡充による人材確保が進み、ヘルパー数が9名増え全体27名になった。会議の仕組みと定期報告の改善を行い、ヘルパーの同行を強化した。また先進事例の見学・実習・研修を通じた学びは、支援の質を向上することができた。居宅介護ネットワークの設立への参画は、地域における訪問支援の活性化に向けた重要な一歩となった。今後の課題は、登録ヘルパーの稼働率向上、階層制度と評価システムの導入と活用、外出支援の拡大、既存利用者の利用率向上等になる。

2 事業の実施に関する事項

事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲および人数	支出決算額(千円)
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス事業					
1. 就労継続支援A型事業の実施 企業に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練・支援を行う事業を実施。	2024年4月1日～ 2025年3月31日 (92日間開設)	お好み焼き こなこな	4人/日	市内の障がいのある者 延べ605人	12,884
2. 生活介護事業の実施 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対し、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う事業を実施。	2024年4月1日～ 2025年3月31日 (254日間開設)	グリーンノート	4人/日	市内の障がいのある者 延べ2,785人	23,162
(2) 児童福祉法に基づく、障害児通所支援事業					
1. 放課後等デイサービス事業の実施 放課後・余暇の時間を利用し、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う事業を実施。	2024年4月1日～ 2025年3月31日 (250日間開設)	地域生活支援の家 あっとほーむ	5人/日	市内の知的障がいのある児童・生徒 延べ2,273人	16,614
(6) 居宅サービス事業					
1. 生活支援事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）の実施 主に知的障がい者を中心とした、日常生活を営むために必要な事業を実施。 2. 浜松市移動支援事業の受託 主に知的障がい者を中心とした、円滑な外出を支援するための事業を実施。 3. タイムケア事業の実施 制度にのらない部分を個別契約によって対応。	2024年4月1日～ 2025年3月31日 (365日間開設)	生活支援事業所 あてんでゅー	5人/日	市内の障がいのある児・者 延べ人数・総時間 居宅介護 265人・2,026h 重度訪問 0人・0h 行動援護 104人・619h 移動支援 351人・3,713h	23,028